

△研究ノート▽

近世地方文書の作成と管理

——山口宰判矢田村金津家文書の場合——

吉 本 一 雄

一、はじめに

近世史料の整理方法については、今までに多くの人々によって論ぜられてきた。その中で、近年、史料保存機関による実務体験、さらには欧米の文書館学の研究を踏まえて、史料整理の原則として、一、史料の平等な取扱、二、出所原則、三、原秩序（原配列）尊重の原則、四、原形保存の原則が示され、これをもとに、各史料保存機関で史料調査や整理が進められ、「目録」に反映されつつある。

また、「目録の編成は史料群全体を対象とした史料学的研究であり、目録作成者の任務は、個々の史料を史料群全体の構造^{註1}体系的秩序のなかに正しく位置付けることで、これにより、個々の史料の性格なり機能が把握される」との指摘がある。目録編成の目的とするところは、指摘のとおりであろうし、目録の作成を目指すならば、その目的に近づけるように努力すべきである。加えて、史料の調査、整理、目録編成が一連の作業である点に留意すべきである。

単に文書の内容や様式だけで個々の文書の性格を的確に判断できないことは、史料整理にあたってしばしばでくわすことであるし、時として、原蔵先の文書収納状況が、残された史料群の性格について示唆を与えてくれる。この点を考えれば、史料の所在調査の段階から、すでに目録編成に向けての作業が始まっているといえよう。史料の整理や目録の編成は、文書の上に表記された情報はもちろんのこと、原蔵先での保管状況等、個々の文書または史料群から与えられるあらゆる情報を感じつつこれを進めるべきである。

右の観点にたち、以下、山口宰判矢田村の庄屋文書を例に、その作成から廃棄にいたる経緯を紹介する。個々の文書が、ある意図をもって作成され、利用・管理され、廃棄されていく以上、その経緯を明らかにすることで、文書のもつ機能をよりの確に把握できると思うからである。さらに近世村方における文書管理の一端を紹介し、今後の史料整理の参考に供したい。

二、矢田村と金津家

吉敷郡矢田村は、山口宰判内の一村で、田畑数一二七町三反余、石高一三六六石余、このうち蔵入地が九〇町八反余、石高一〇一一石八斗余、残りを給領地がしめる。給領主は、寛永年に宍戸主水、有地太兵衛、富永猪之助、新屋五郎左衛門の四給主から、天保年に宍戸権之助、篠川吉太郎の二給主に交替した。村政は、一庄屋のもとに、村内を上・下の二畔頭組に分け、給領地に各々の給庄屋と給畔頭を置き、推進された²⁾。金津家は、代々この地で村役人として、村政に係わりをもった。

明治四年に作成の金津家勤功書によると、同家が庄屋役を勤めるようになったのは、高祖父治兵衛以降で、父三五郎までの間、一二年所勤している³⁾。当主は治兵衛を名乗ることが多く、勤功書を作成し幕末期に同家を継承した治兵衛は、文政一三年から天保八年のあいだ給庄屋役、天保一二年三月から慶応元年八月まで庄屋役、八月以降小都合並びに歩行掛りとなっている。また、給庄屋役は、天保年に庄屋役を所勤して以降も兼帯した。

残存する金津家文書は総点数四七三点で、「万治制法」を上限に、「大正一三・一四年小作人別加調米明細書」を下限とする。また、これを大別すると、役中文書と私文書、近世文書と近代文書に分けられ、文書の多くは金津家最後の庄屋であった治兵衛代の文書である。

三、「御用物受取帳」の作成と引き継ぎ文書

文書のなかに庄屋の交替時に取り交わされた文書の引き継ぎ書が二帳ある。一帳は天保一二年三月に先庄屋中原喜左衛門から庄屋金津治兵衛に渡された「御用物引渡帳」⁴⁾、一帳は慶応元年九月に庄屋竹重惣右衛門から先庄屋金津治兵衛に渡された「御用物受取帳」⁵⁾である。金津が庄屋役所勤にあたり前任の庄屋から引き継ぎ、さらに後任の庄屋に引き渡した文書を示す一連の帳面で、記載された簿冊類は表1の通りである。

ここに記載された簿冊類は、名寄帳を始め二六から二七類にわたり、慶応元年には合壁山にかかわる簿冊を付け加えているが、ほぼ同内容の簿冊類を庄屋の間で引き継ぎ、引き渡している。引き継ぎの対象となった簿冊類のうち、特に目に付くのが、「名寄帳」「皆済一紙」に見られるように、山林を含めて貢租に係わる簿冊が多いことである。また「宮座書替」「開作井手水論書替」など、生産・生活のための共同組織に係わる文書も合わせて引き継ぎの対象となったことである。

表2

文書番号	文書名	作成年	作成者	写取年等
293	矢田村田畠当御物成人別名寄帳	寛政11年3月	庄屋金津治兵衛 畔頭 半兵衛組	
297	矢田村田畠御物成春定名寄帳	天保7年3月	庄屋中原喜左衛門 畔頭 諫吉組	天保7年～9年分
298	矢田村田畠御物成春定名寄帳	天保12年3月	庄屋金津治兵衛 畔頭 浅右衛門組	天保12年～15年分
290	吉敷郡矢田村御蔵入田畠小村帳	宝暦12年6月	庄屋五郎右衛門 畔頭 小左衛門	写
290	吉敷郡矢田村御蔵入田畠小村帳	宝暦12年6月	庄屋五郎右衛門 畔頭 平左衛門	写
441	吉敷郡矢田村御蔵入田畠小村百三拾三ヶ所之内八拾九ヶ所絵図外ニ有地与一右衛門様御知行所之内上地所七ヶ所之絵図	宝暦12年6月	庄屋五郎右衛門 畔頭 小左衛門	写
444	吉敷郡矢田村御蔵入田畠小村百三拾三ヶ所之内四拾四ヶ所之絵図	宝暦12年6月	庄屋五郎右衛門 畔頭 平左衛門	写
363	御立山絵図并坪附帳	天保5年4月	庄屋中原喜左衛門	御庄屋役座付廻之分嘉永元年申八月写取之
361	御建山坪付帳	延享元年12月	庄屋茂右衛門	勘場差出の控
362	矢田村預り山并宮山畝積帳	安永9年	庄屋藤田五郎右衛門	庄屋役座付廻分、嘉永元年8月写取
369	御預ヶ山立銀名寄帳	天明5年5月	庄屋金津治兵衛	写取
367	矢田村立銀山人別名寄帳	天明5年5月	庄屋金津治兵衛	御庄屋役座付廻を以写取
370	矢田村立銀山人別名寄帳	寛政6年3月	金津治兵衛	寛政6～11年分
372	矢田村建銀山人別名寄帳	嘉永4年3月	庄屋金津治兵衛	写(控力)
368	吉敷郡山口宰判矢田村立銀山坪付御帳	天明5年5月		写 町数4町7反2畝
60	延定払帳			
64	小貫定法帳			
262	御普請所記録帳	明和5年3月	庄屋藤田五郎右衛門	天保5年記録帳改につき不用
75	定法諸仕出物其外廉書			
415	桜木社修甫米帳	寛政9年3月	大宮司佐伯右京氏子	御庄屋役中付廻之分を以写取

表1

天保十二年御用物引渡帳		慶応元年御用物請取帳	
1	名寄帳	1	名寄帳 弘化二年分より慶応元年分迄 21冊
2	同 書寄	2	同 書寄 同 断 21冊
3	御皆済一紙 酉年分より丑年分迄 4冊	3	御皆済一紙 同 断 21冊
4	小村坪付帳 2冊	4	小村坪付帳 2冊
5	同 絵図 2冊	5	小村絵図 2冊
6	同 惣絵図 1枚	6	同 惣絵図 1枚
7	御立山絵図坪付帳共ニ	7	御立山絵図坪付帳 天保五年改 1冊
8	同 名寄帳 1冊	8	御預ヶ山立銀名寄帳 1冊
9	同 御預り山立銀名寄帳 1冊	9	御立山絵図境立 1冊
10	矢田村御預り山并宮山畝積り帳 1冊	10	矢田村御預ヶ山并宮畝積帳 1冊
11	御立山坪付帳 1冊	11	御立山坪付帳 延享年中調 1冊
12	往還道松絵図 1冊	12	矢田村合壁山絵図 1冊
13	永否所人別仕出帳 1冊	13	同 名寄帳 2冊
14	宗門大宛人別仕出帳 1冊	14	宗門大宛人別仕出帳 1冊
15	同断人別帳仕法書 1冊	15	延定払帳 1冊
16	延定払帳 1冊	16	小貫定法帳 1冊
17	小貫定法帳 1冊	17	御普請所記録帳 1冊
18	御普請所記録帳 1冊	18	宮座書替 一通
19	矢田村戸籍人別送下袋	19	定法諸仕出物廉書
20	開作井手水論長野村より書替判物 1冊	20	育嬰元米帳 1冊
21	宮座事書替 一通り	21	桜木社修甫帳 3冊
22	矢田村小祠小庵并仏縁付立帳 2冊	22	神田橋修甫帳 1冊
23	定法諸仕出物廉書	23	戸籍帳 勘場ニ有之 2冊
24	育嬰元米帳 1冊	24	矢田長野水論締書絵図帳面共ニ 3冊
25	桜木社修甫米帳 2冊	25	矢田村人別送り請取入 2袋
26	戸籍帳 勘場 2冊	26	御庄屋役地下申論其外慶応元年御下渡 一通
	外ニ 出会井手上矢田井手長野村水論一件 金津三五郎方ニ有之		

これらの引き継ぎ文書は、当然のことながら、金津が庄屋役を辞した慶応元年に後任の竹重惣右衛門に渡され、手元に残らないはずであるが、金津家に先の引き継ぎ書に記載された簿冊類と同名、または同内容のものが表2の通り残存している。この文書類を手がかりに、引き継ぎ文書の作成から廃棄にいたる経緯と、引き継ぎ文書に位置づけられた意図とを検討してみよう。

小村帳・同絵図

これは宝暦検地にさいし作成された田畑付立及び小村別の絵図で、蔵入地は各畔頭組単位に、給領地は給領地ごとに簿冊を作成した。矢田村蔵入地の小村帳と小村絵図は小左衛門、平左衛門組のもので、いずれも写しである。

小村帳は小村を一単位に、小村内の田・畑・屋敷一まごとの作人・面積・石高と、隣接地との境界を記述したもので、小村の数も、小左衛門組で有地与一右衛門上地所を含めて九六村、平左衛門組で四四村を数える。小村絵図はこれを絵図に現したもので、一紙に一小村が描かれ、まとめて一帳に仕立てられている。いずれも宝暦検地後の土地台帳であるから、引き継ぎ文書に加えられ、また年貢割付けの基本台帳としての性格をも鑑み、役中に控えを作成したのであろう。

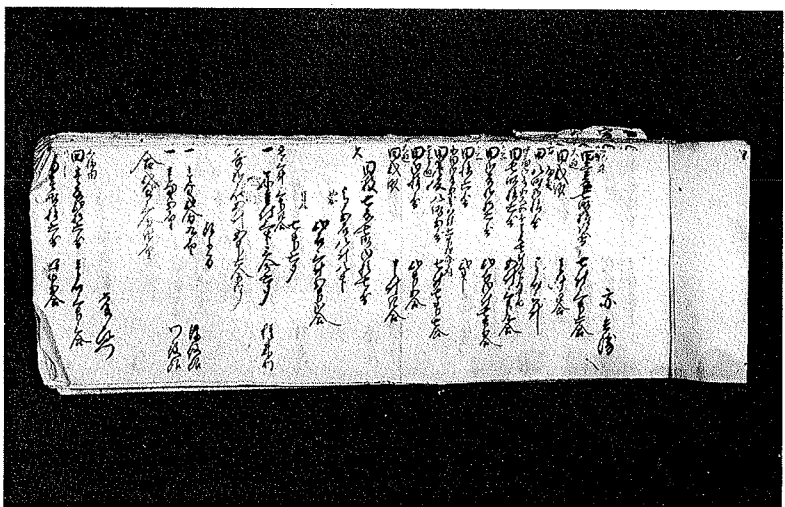
名寄帳

名寄帳は、寛政一二年、天保七、天保一二年に作成された三冊がある。前の二帳は先代の治兵衛、先庄屋の中原喜左衛門代に整えられたもので、いずれも奥書に畔頭・庄屋の署名・捺印があり、原本である。簿冊名は、「物成人別名寄帳」・「物成春定名寄帳」とある。畔頭組を単位に帳面が作成され、毎年調査をして、記載された田畑反別や石高に入り狂いや書き継ぎがあれば、三月十日までにその旨を勘場へ通知した。記載事項に変更がなければ、畔頭・庄屋

が奥書をして引き続き帳簿を使用した。天保一二年に調べられた名寄帳は同一五年まで使用され、毎年入り狂いが無い旨の奥書が加えられている。

簿冊は、まず新百姓への田畑の分与や田畑売買等により帳簿の書き替えが必要なさいの心構えを「田畑割敵割石之事」「百姓門役之事」等の覚書として前文で示し、作人ごとに、田畑数、石高、物成・ロ米等の年貢高を記述し、さらに帳簿に記載された作人達が連署してこれを確認している。また、簿冊を調えるに当って、数力年の使用を見越して、奥書記載のための白紙を付け加えて仕立てている。

天保12年分春定名寄帳



亦兵衛

□林

田壹反七畝拾四歩

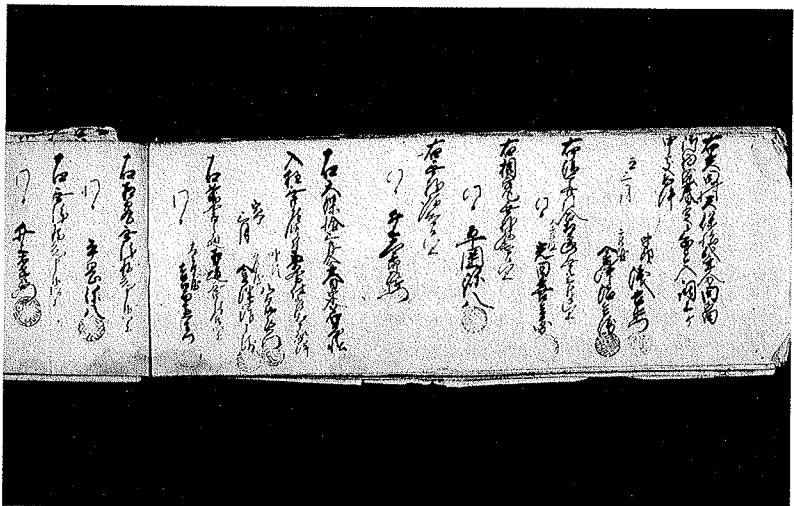
七斗三升六合

大迫

田貳畝

壹斗四合

略



同 奥書部分

以上 田数七反七畝式拾七歩

高五石八斗八升

物成 式石三斗五升式合

口米 七升六勺

元三斗三升四合

種米利

一、米壹斗三升三合六勺

銀子方

一、老奴式分九厘

浮役銀

一、老奴五厘

門役銀

合式又三分四厘

亦兵衛

藤左衛門

忠左衛門

与吉

永左衛門

助右衛門

略

右矢田村天保拾貳年分田島御物成春定念を入調上ケ申処如件

丑三月

畔頭 浅右衛門 印

庄屋 金津治兵衛 印

略

右天保拾五年分春定名寄帳入狂無御座候ニ付奥書仕差出申所如件

辰三月

畔頭 八郎左衛門 印

庄屋 金津治兵衛 印

慶応元年の文書引き継ぎには、弘化二年以降調の名寄帳が引き継がれているから、先の三帳は原本でありながら新しい帳簿の作成によって機能をおえ、そのまま金津の手に置かれたようである。

この名寄帳をもとに各百姓宛の春定下札を作成して年貢の割付けを行ったが、下札は引き継ぎの簿冊に含まれていない。名寄帳が「下札根帳成故年々改而時分三四ヶ年以前之帳ニ引合相究候事」とあることから、坪付帳・名寄帳・さらに年貢皆済一紙と、徴租に係わる基礎台帳のみ引き継ぎの対象とした。

立銀山人別名寄帳

矢田村には、藩有林としての御立山八町余、宍戸氏へのお預け山三町余、妙鑑寺預山九反、百姓合壁山四町七反余がある。御立山と御預け山に関しては「立山絵図並に坪付帳」と「預かり山畝積帳」が引き継ぎの対象となり、金津文書の中に同帳面を嘉永元年に写し取ったものが残存する。また合壁山は天明五年の山検地をへて、所有確認のかわりに立銀を賦課するようになり、山林所有者・面積・立銀を記載した「立銀人別名寄帳」が作成され、田畑名寄帳と同様に貢租賦課の台帳として引き継ぎの対象となった。残存の文書には、写しを含めて、天明五年、寛政六年、嘉永

四年の帳面があり、寛政六年に作成の帳面は、途中途切れてはいるが、寛政一一年の上納まで利用されている。簿冊を調べたのちに、記述事項に変更がなければこれを確認し、貢租徴収の台帳として使用する方法は、田畑名寄帳の場合と全くおなじで、帳簿改めが行われ、新たな帳簿が調えられればその機能を失った。

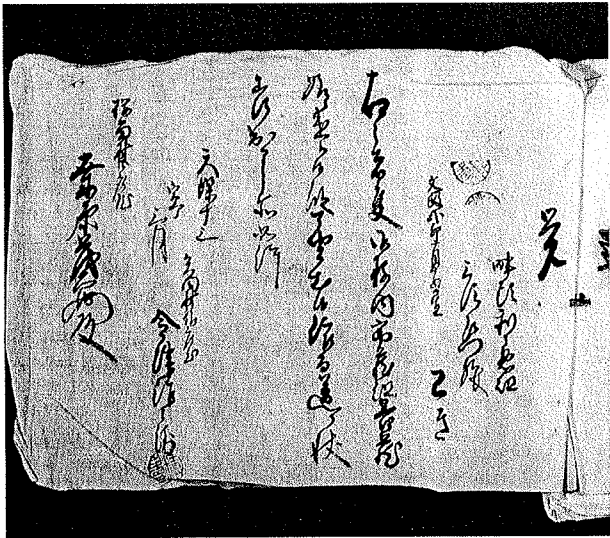
延定払帳・地下小貫定法帳

村入費の帳面として延定払帳と地下小貫定法帳がある。「延定払帳」は天明三年に作成され、庄屋役中の嘉永元年七月に写し取ったもので、庄屋・畔頭の算用飯米、灯油料、庄屋使用の紙墨筆代、山口にあった時鐘の分担料など、弥延べ米の使用高を記したものである。その支出費目については、藩の基準があった。

「地下小貫定法帳」は天明六年一二月の作成で、地下小貫、勘場小貫の仕法改めに当り帳面が調えられ、これを嘉永元年七月の庄屋役中に写しとったものである。帳面の記載は、小貫米高及びその内訳費目と小貫米割付仕法からなり、庄屋・畔頭・証人百姓が署名し、大庄屋以下が算用に相違のない旨を確認している。地下小貫は村費の根幹である弥延米の不足を補うために徴収されるもので、矢田村では、桜木社ほか杜寺への初穂料、畔頭への心付け、下触れ・米蔵番人・樋守などの恩米が地下小貫から支出された。「延定払帳」とともに村費の基本収支を示す台帳として、引き継ぎ文書に加えられた。

戸籍帳と送り状

戸籍制度は安永八年に仕法が制定され、文政八年に仕法が改正されて、畔頭組を単位に戸籍帳が作成されるようになり、書式や簿冊の調べ方まで細かく規定された。婚姻・離縁・養子縁組み・新百姓の取り立てなどにより戸籍に移動が生じたときには、その都度移動事項を記述した。矢田村は二畔頭組に別れていたから二冊の帳簿が作られ、引き



送り状 天保13年3月

継ぎの対象となったが、帳面は勘場に常置された。
また、住民が奉公等により村を離れる場合には送り状が作られ、その書式も、戸籍仕法では次の様に定められていた。
小杉三ツ切

- | | |
|--------------------------------|----------|
| 奉公人送り | わり印 |
| 長門国 | 何男 |
| 周防国 | 何条何村百姓何某 |
| 来ル何ノ年迄 | 当何ノ何才 |
| 何ケ年切 | 何兵衛 |
| 来ル何ノ年迄 | 当何ノ何才 |
| 何ケ年切 | 志那 |
| 右地下暇被差免候、年限満候ハ、速可罷帰候条手堅被仰渡候、以上 | |
| 年号何ノ | 庄屋 |
| 何月何日 | 何条何某 |

右の送り状は、本人が所持して、萩では郡問屋、諸郡では庄屋か町年寄のもとへ届、帰村のさいに持ち帰って、畔頭へ差し出すように規定された。

金津家には、天保一三年以降、明治三年に至る送り状と、彼の役中に作成した送り状控が綴られている。主に縁組みに伴い発給されたもので、書式は右に則っている。また、送り状、送り状控ともに割り印が認められる。送り状を発給するにあたり、必ず控え文書を作成し、両文書の間で割り印を付いて、文書の発給を確認している。

普請記録

井手、堤、橋等の普請には、藩が直接行う臨時普請所、宰判に経費を配当し代官所に委任する代官所仕渡普請所、村の負担になる地下役普請所の別があった。¹⁹⁾ 矢田村内で普請所と定められたのは、溝懸渡樋、井手、堤、米蔵など五〇カ所で、明和元年に藩が普請所の調査とその組み替えを行ったのを受けて、村内の普請所も組み替えを行い、同五年に「吉敷郡矢田村御普請所記録帳」が調べられた。同帳によると、普請所五〇カ所のうち、百姓自力による普請所四カ所、地下役普請所三二カ所、代官所仕渡普請所一カ所、臨時普請所三カ所で、これを基に普請に当たっての経費の負担先を明確にした。また、各普請所については、別に「自力普請所記録」「地下役普請所記録」等の簿冊がそれぞれ調べられており、経費負担を含めて、村内普請個所の台帳となる「普請所記録帳」が庄屋間で引き継がれた。金津に残された記録帳には、簿冊の表紙に朱書で「天保拾五辰年記録帳改御詮儀被仰付、別紙之通調出候ニ付不用ニ相成候事」とあり、帳簿改めによって機能を失った経緯が記されている。

桜木社修甫米帳

「桜木社修甫米帳」は、同社の神田加調米を基に財を貯え、これを運用して社の修理を行うために作成された帳簿で、「大宮司様ニシテ御社葺替其外諸入目有之節ハ廉々申合払方仕控置、毎暮大宮司元々御役人中会席算用相調決印可仕置候」とあり、帳面を二冊作り、一冊を大宮司の元に、一冊を庄屋元において、役代わりのさいには後役へ引き

渡す決まりになっていた。

また田畑数一二三町のうち百町余が井手掛にたよっていた矢田村では、隣村長野村との間で、上矢田井手、出合井手を巡って水争いがあり、関連の文書が引き継ぎの対象となった。天保一二年の引渡帳には「出合井手上矢田井手長野村水論取扱一件之儀者金津三五郎方ニ有之候段先庄屋光田喜兵衛より付渡之前」と、引き継ぎ文書の他にも井手掛の文書があり、これは別に引き継ぎ、伝来されている。

定法諸仕出物其外廉書

「定法諸仕出物其外廉書」は、庄屋役を勤めるにあたり、一月から一二月まで、年間の主要な業務を書き留めたもので、まず元旦に、年始のため日の出に勘場に出所するように記している。以下、庄屋の業務をあげると、

二月 ○往還道松の植え継ぎと届出。○宗門人別帳と戸籍帳括の提出。

三月 ○名寄帳の調べ替え、書き継ぎ分の提出。○樹木植えつけ有無の届出。

四月 ○中頃までに春普請の完了。

五月 ○田作植えつけの届出。○洪水破損所の届出。

六月 ○菜種、綿実石数の申し出。○立山追落斧鎌有無の届出。

七月 ○夏半納銀の上納。○妙寿寺施餓餓のため道橋掃除。○松茸入札の提出。○早田見取り帳の提出。○駄賃米割付帳、御扶持方受取帳の提出。

八月 ○毛上見取、惣春受有無の申し出。○来春普請所御臨時御仕渡所前積帳の提出。○払算用一紙の提出。

十月 ○樹木植えつけ有無の届出。

十一月 ○米皆済届。

十二月 ○秋半納銀の上納。

とある。ここには記述しなかったが、なかには期日を限られたものもあり、この廉書を参考としながら役目を遂行していった。残存の文書は作成が文政十二年とあり、庄屋役座付回り分の写しである。

四、結びにかえて

以上、金津家に伝来する文書のなかから、庄屋役中文書を取りあげて、作成から廃棄に至る経緯を明らかにした。これを要約すると次のようになる。

一、貢租にかかわる文書を主に、庄屋間で引き継がれる文書群があった。庄屋役中にはこれを管理し、後任者へ引き継いだ。

二、その文書群を、金津が役務遂行のために「控え」として再作成した。

三、引き継ぎ対象の文書であっても、その機能を終了すれば引き継ぎの対象から外され、そのままもとに残った。

金津家の近世文書には、その外に、庄屋役中に日々作成された公文書、給庄屋役中の公文書、私文書とがあり、これに加えて史料群が構成されている。山口県文書館架蔵の近世地方文書は大なり小なり右と同様の構造を持っているが、畔頭文書を含め、その他の文書群についても史料群形勢の経緯等について検討を重ねてみたい。

註

- (1) 大藤 修「近世史料の整理と目録編成の理論と技法」
（史料館研究紀要一七号）三頁
- (2)(8) 「防長風土注進案 山口宰判」
- (3) 金津治兵衛勤功書 金津家文書四二九
- (4) 金津家文書六一
- (5) 金津家文書六三
- (6) 「定法諸仕出物其外廉書」金津家文書七五
- (7) 「地方寛書・諸郡御代官心得の要記」金津家文書五六
- (9) 「戸籍御根帳 二」県庁旧藩記録二四四
- (10) 「防長風土注進案研究要覧」